

### 第3回移入種対策小委員会プログラム（ヒアリング）

#### 観賞用爬虫類（カメ等）について

発言者：石橋徹（いのかしら公園動物病院）

#### 発言要旨

#### 1：爬虫類に関連した移入種問題と爬虫類飼育マーケットの現状について。

爬虫類における移入種問題は、以下に大別できる。

- ・わが国に生息する在来爬虫類のニッチェを脅かす。
- ・わが国に生息する在来爬虫類と交雑してしまい種維持ができなくなる。
- ・危険な爬虫類が定着して人間に被害がおよぶ。
- ・輸入されてくる爬虫類がキャリアとなって、さまざまな病原体がわが国に持ち込まれる。

過去に移入種となった爬虫類はかならずしもペット・トレーディングの置き土産ばかりとは言い難く、資材の移動に伴った移入や、観光産業・健康食品産業の遺物も散見される。今回は、演題のとおりペットとして飼育される爬虫類の移入問題について発言する。

#### 愛好家の数・爬虫類産業の現状と移入種問題の関連について

クリーパー誌ならびにビバリウムガイド誌の発行部数から類推するといわゆる爬虫類の愛好家といわれる人たちは全国に25000人～50000人くらいいると考えられる。一方で総理府調べによる、爬虫類の飼育世帯数は、わが国の総世帯数の0.45%とされており、約20万世帯が何らかの爬虫類を飼育していることになる。

このことは、爬虫類の飼育に熱心に取り組むいわゆる愛好家以外に、15～18万人もの普通の人々が爬虫類を飼育しているということを意味する。

ペットが移入種となるか否かはひとえに飼い主の意識の問題に委ねられている。上記のように、意識レベルの低い飼育者が圧倒的に多いことがわが国の移入種問題の根底にあることを行政が強く認識すべきである。

爬虫類情報誌の広告スポンサーのリストから類推すると、爬虫類ショップと名売った専門店が全国に300店舗以上存在し、それ以外にも多くの場所で飼育用爬虫類が流通している。また、爬虫類市場は生体のみならず特殊な飼育器具や専用の餌などが流通し、一つの産業として成り立っている感がある。

流通している爬虫類は、雑誌で紹介されただけでも1000種を超えると思われる。実際に横行している非合法な手段を加えると、購入ニーズがあるかぎり地球上に生息するいかなる種類でも日本人のペットになりうると言っても過言ではない。

流通上、ニーズの高い種が人気の爬虫類であるとするれば、上位はリクガメをはじめとするカメ類となる。また、家畜化された種類もあるヤモリ類や、大蛇のイメージがあるボアやパイソンなども高額取引がなされている。具体的なデータは別添資料 1 に詳しい。

爬虫類は飼育が難しい生物群である。したがって、彼らを健康に長期間飼育するには、生態に即した飼育環境と栄養管理を周到に準備しなければならない。また、種類によっては人体に危険がおよんだり、移入種となる可能性があるものが存在する。爬虫類愛好家と呼ばれる人の多くは、これらの情報を入念に収集・分析し、爬虫類飼育を楽しんでいる。情報源である爬虫類雑誌や書籍にも繰り返し爬虫類にまつわる諸問題に関する啓蒙記事が掲載されている。

爬虫類愛好家と呼ばれる者の多くは、移入種問題の元凶とはなりにくいと思われる。これに対して、全国15万世帯の一般の爬虫類飼育者は、ペットショップで最初にすすめられるプラケースですべての生物が生涯飼育可能であると考え程度の認識しか持たず、飽きる・手に余る・人畜共通感染症の報道をテレビでみた・などのきっかけで容易に飼育を放棄する可能性が高いと考えられる。

ちなみに爬虫類飼育にはその他、野生動物の保護や危険動物の管理といったその他の社会問題を含んでおり、愛好家がこれらの問題の根源となる事例は多いが、こと移入種問題においては議論が別であることを認識されたい。

わが国の爬虫類飼育市場は、おおむね輸入に依存しており、野生の爬虫類や飼育下で繁殖された爬虫類が日々大量に輸入されている。

保護動物や特定動物は密輸によっても多く運ばれてきており、空港で摘発された爬虫類が全国の動物園の飼育スペースを圧迫している。

国内で繁殖された爬虫類も少数ながら流通しているが、その割合はわずかである。流通の仲立ちとしてさまざまな業種の間が従事しているが、昨今のインターネットの普及により、個人と業者の垣根がなくなり、爬虫類の流通システムは、より煩雑になっている。

この複雑な流通システムに、仮に、法規制の網をかけようとするならば、末端の飼育者に直接取り締まり機構を集中するのがいちばん効果的であると思われる。

## 輸入規制に伴って発生する問題点について

爬虫類の輸入が規制された場合に考えられる問題点の一つは密輸の増加である。

さらに、一部の種類では輸入規制によって価格が高騰し、従来、爬虫類とは関係のなかった人の中にも密輸を行うに十分な動機が生じるようになる恐れがある。

これによって非合法組織の収入源が誕生する可能性も考えられる（外国産昆虫の例を繰り返す。）

また、他人が入手できないものが欲しいという動機をもった人種の所有欲を刺激し、いわゆる愛好家とは違う層にあらたな市場が発生する可能性も考えられる。

爬虫類飼育にまつわるマーケットは小さな産業ジャンルとして成熟しつつあり、十分に納得のいく輸入規制を設けないと反発はさげられない。

規制の対象とする種類の選択が難しい。北海道と沖縄では移入種になりうる爬虫類がまったく異なると思われる。

ちなみに、移入種の被害をうけるであろう在来の爬虫類の種類が圧倒的に多いのは沖縄地方であるため、独自の規制が必要かもしれない。

クワガタなどで深刻化している遺伝子汚染の可能性のある種類。たとえば大陸産のクサガメ類やセマルハコガメなどは規制の対象となってよいと思われる。さらにどのような種類の爬虫類が在来種と交雑してしまうのかは、飼育下での実験が必要であり、それなりに長い時間が必要であるので、爬虫類研究者に対し長期間予算を投入して、結果を導き出していく必要がある。

## 2：爬虫類に関連した移入種問題の予防・解決策について。

まず飼育放棄という現象が起こりにくい環境づくりが大切。

たとえば、甲長が規定の長さ以下の小さい亀を販売してはいけない。といった条例が施行されると、放棄されるカメが減る。

かわいそうだから逃がしてあげるという概念が移入種問題を引き起こしているといっても過言ではなく、意識・思想面の改革が必要である。

子供のころから、移入動物は駆除・殺処分の対象であることを教育すべきである。

そのためには、学校教育の現場での協力が不可欠であり、文部省の教育カリキュラムへの組み込み努力をするとともに、小中学校の教職員の勉強会などにも予算を組んでいく必要がある。

保健所その他に移入種を捕獲して処分する部署を設け、積極的に移入動物を捕殺し、人工的な淘汰圧をくわえることが必要。

ちなみに、駆除・殺処分という行為に対して、行政は自信をもってこれを実行すべきである。予算を組んで捕獲したにもかかわらず愛護団体の反対にあってそのまま逃がすなどという事態は避けたい。(沖縄の野良猫捕獲の顛末を参照のこと)

ちなみに、現在、中国在来のカメが食用で消費されて絶滅の危機にあることが問題視されており、最近では食用にカミツキガメが中国へ輸出されているという話も聞かれるため、捕獲した野良ガメを食品として中国に輸出するのほひとつの方法である。採算はとれないが野生動物の保護事業としては国際的に評価されるであろう。

特定動物の飼育規制条例を施行する場合、それが飼育放棄の引き金になることのないように十分に考慮する必要がある。飼育人口を減らすのが目的の条例は、飼育放棄を促す可能性のあることを行政が認識すべきである。

ペット飼育をライセンス制にする。という案を、別添の資料に追加。

販売者が販売時に飼育方法を説明することを義務化するという条例は おそらく効果がないと思われる。実施されているか否かを査察する方法がなく、説明される内容の信憑性にバラツキが出るからである。

この案を補うために、愛玩動物飼養管理士資格をペット産業の現場に積極的に応用すべきと考える。有資格者以外のペット販売の禁止を徹底すると良い。

飼育動物の登録制度はマイクロチップの導入などを検討しないと、効果的でないばかりかあたらしい違反行為の温床にすらなりかねない。

### 3：移入種に対する私見。

爬虫類とは関係ないが、今回のプログラムにみられなかったので一言。

ブラックバスの駆除を徹底することはもとより、バス釣りという行為自体を禁止すべきであると考え。日本の河川に外来種を放流してはじめて成り立つレジャーは、飼育ケージの中で生き物を管理する趣味とは比較にならない悪質な環境破壊行為であると感じる。

バス釣り用品の販売禁止・バス釣りを紹介する書籍の規制など、ブラックバスに関する文化そのものを日本から締め出すべきと考える。

移入種対策小委員会は、ブラックバス問題を積極的にとりあげてほしい。

爬虫類の移入種問題では・・・

現在までに、輸入された爬虫類からさまざまな病原体が検出されており、人畜共通感染症では、デルマトフィルスによる皮膚感染・サルモネラによる消化器感染、爬虫類同士の感染症では、クリプトスポリジウム症・べん毛虫類・トカゲのアデノウイルス感染症・ヘビの封入体病いわゆるIBD・リクガメのヘルペスウイルス感染症などが国立感染症研究所・神奈川県衛生研究所・麻布大学獣医学部の研究によって、確認されている。

すくなくとも従来わが国では存在しなかった病原体がペット爬虫類とともに国内にもちこまれていること自体大きな問題であり、これらが今後、在来の生態系や人間社会の公衆衛生に与える影響は予測がつかないだけ警戒が必要である。

爬虫類移入種問題を考えるにあたり、在来種のニッチェの圧迫や遺伝子汚染といった問題と同レベルの深刻な問題として病原体の移入問題をクローズアップすべきだと考える。

現在、ペット爬虫類に多く検出されるクリプトスポリジウムは、徳之島に生息する天然記念物であるオビトカゲモドキに対してきわめて強い病原性を持ち、徳之島にこの原虫が侵入した場合、本種の絶滅すら引き起こしかねないと考えられる。

徳之島でのペット用爬虫類の販売ならびに所持の禁止といった措置が必要であるかもしれない。(現時点でそのような店がないため、今なら反発はおこらないと思われる)

私見として・・・・・・・・・・

極論をいえば、家畜以外のペットの飼育禁止を唱えたい。

これを徹底するために、違反者を末端の飼育者レベルで摘発する組織を完備し、違反者に重大な罰則規定を設けるべきであると思う。

この場合、家畜の定義は別途入念に検討の必要がある。

#### 参考資料 1 クリーパー誌 宇田川氏からの回答

(個人的回答であって雑誌として公式なものではありません)

まず、「ペットを飼う」ということに対して、

これは一つの文化としてとえています。文化とは人が生活していく上で、楽しみや安らぎを得るための精神的な活動、行動の総称というような意味合いです。したがって、生活レベルがある程度あがった国の方が、ペットという文化は発達していると思います。ペットという範疇は、犬猫ばかりではありませんから、その中には多くの人が嫌うヘビを愛でるということも含まれますし、それも有りだと思います。そのことを気持ち悪いから、危険だからという理由で単純に禁止すべきことでは無いと思います。また、そのような少数の愛好家を排除するようなことは、価値観の違う少数の意見も認めるという民主主義の趣旨にも反しています。ただし、自然保護などの面から、爬虫類を飼育するということに対して何らかの規制をいれるのも仕方がないとは思って

いますが。

以上の点を踏まえて「現在の爬虫類愛好家の現状」は、何年間前の総理府の調査で、愛玩動物の飼育実態調査というのがあったと思います。その中で、爬虫類の飼育世帯数が全世帯数の 0.45% という数字で示されていました（確かな記憶ではありませんが）、全世帯数が 4300 万世帯くらいのはずですから、単純に計算すると爬虫類を飼っている家庭は約 20 万世帯弱ということになります。世帯数と人の数は違いますが、一世帯の中で爬虫類を好きな人は一人と考えるのが普通ですので、単純に爬虫類愛好家は 20 万人弱という計算ができます。ただし、爬虫類の雑誌を発行している立場からマニアの数を考えた場合、3 万人位かなと捉えています。ミドリガメ 1 匹を大切に飼っているような人まで含めてもせいぜい 10 万人くらいではないでしょうか。それ以上の人は、飼ってはいてもほんとうに好きで飼っているのではなく、子供が欲しがらるから、お祭りで掬ってきたからというような理由で飼っている人では無いでしょうか。

人気の爬虫類の割合ですが、昨年の静岡の“レプタイルショーJAPAN”のアンケート結果では、総数 126 人の内、リクガメが 20%、水棲のカメが 15%、トカゲが 20%、カメレオンが 7%、ヘビが 11%、両生類ですが、カエル 14%、サンショウウオ 2%、その他 11%（複数回答）となっています。データの元となったアンケート数が 126 と少ないので必ずしも実態を反映しているとは思いませんが。

雑誌を発行している立場からは爬虫類では圧倒的にカメの人気が高く、60%位はカメ、その中でも特にリクガメが人気で、トカゲは 30%、ヘビは 10%位と捉えています。

今人気のインターネットのオークション（ビッドーズ、<http://list.bidders.co.jp/categ/93113>）では、出品のリストでヘビが 63、トカゲ 50、カメレオン 9、ヤモリ 141、ヌマガメ 98、リクガメ 143 となっていました。この割合が人気のバロメータと単純にはとれないですが、一応目安にはなると思います。

さて、問題の「爬虫類の移入種」の件ですが、爬虫類の移入種の問題は、一つはその生き物が日本の野生下に定着することによる人間への危険性です。もう一つは生態系への影響と大きく二つに縛れると思います。

人間への危険性ですが、爬虫類の移入種が定着して人間へ危害を加える可能性のある種は、今のところワニガメとカミツキガメだけで、この 2 種についても実害の報告は無いような気がします。この 2 種の生息している場所へ人間が入っていてもカメの方で逃げて遭遇を避けるはずですので、この件に付いては大きな問題ではないでしょう。ただし、亜熱帯圏である沖縄県は別で、ここではタイワンハブやタイワンコブラなどの定着

が問題となっています（沖縄県に関しては琉球大学が詳しいはずですのでそちらへ回してください）。

生態系への影響については、確かに問題なのですが、食物連鎖の下位に位置する植

物や昆虫、または魚類の方が問題で、そちらの方の解決の方が先のような気がします。

ミドリガメ（アカミミガメ）がクサガメの生息地域に入り込んでクサガメを駆逐するというのも危惧できるのですが、実際問題としてクサガメの生息地自体が環境破壊などで減ってきていますので、問題はそちらの保全対策が先だと思います。都市部では、本来クサガメが占めるニッチェに、クサガメがいないためにミドリガメ（アカミミガメ）が住み着いているというのが現状で、確かに日本の地に北米のカメが住み着くというのは問題ですが、実害という面ではどうなのでしょう。公園の池にミドリガメが泳いでいるというのも、何もいないよりは子供さんが喜ぶでしょうし。個人的にはブラックバスやブルーギルそれと最近輸入が解禁となった外国産のクワガタやカブト虫の方がはるかに問題だと思います。ただし、カミツキガメやミドリガメ（アカミミガメ）の定着がどのような問題を引き起こすか、調査だけは継続して行っておく必要があると思います。

その他、外国産の爬虫類の移入での病原菌やウイルスの持ち込み、日本古来の爬虫類と交雑における遺伝子の汚染などの問題もあるかと思いますが、それは専門家にお任せします。

結論として私の考えですが、

まず、単純に輸入を規制する、飼育を規制するという方向には反対です。確かに安易な飼育を防ぐという方策は必要ですが、書類上の規制だけをして指導や取り締まりをしないというのが今までの行政の姿勢で、もしやるのならば徹底的に取り締まるという意気込み、システムの構築が必要です。

サイテス（ワシントン条約）でもそうですが、あまり規制を強くすると逆に密輸が横行するという弊害がでます。サイテスでも人工下のF2以降の個体は販売ができるという抜け道？規制の隙間がありますので、輸入に関しても全面的に禁止では無く、敷居は高くしても何らかの輸入の方法、ルートは残しておくという方法がよいと思います。輸入に際して高額な登録料を取るとかして、コストを上げて、本当に欲しい人が高くても構わないから購入するという方向にいけば、結果として流通量を減らすということになります。

個人的には、輸入業者や小売店（量販店や通信販売も含む）など、生き物を扱う会社は許可制にすればよいと思っています。そして違反をした会社は免許を取り上げるなどの罰則（実刑を含む）規定を徹底する。もちろんそのための指導や調査も徹底的にするというシステムを作り上げるのが先決かと思います。現在は安易に輸入して誰でもショップを開けますので、需要以上に供給が多いという状況に陥って、その結果値段が下がって数があまるという悪循環にはまっているような気がします。

また、日本は生き物の扱いに付いて、法律が追いついていないのが現状で、今回のヒラオリクガメのサイテスの付属書1類への登録でも、申請をしたいのだが必要書類が入手できずに困っているという声を多く聞く。普通にペットショップで売られてい

たカメを買った人がほとんどで、その人達に輸入の納税申告書や輸入許可書のコピーを入手しろといっても無理がある。これも2類のリクガメがある日、1類に入るという想定での法整備ができていないための混乱と思われる。危険動物の指定でも各都道府県、市で、指定動物の種が違っていたり、飼育施設の規制が異なっていたりで、これも全国統一のものにして貰いたい。指定だけして、実効のある対応をしていないのが現状で、ワニガメやカミツキガメを危険動物にしたのはよいが、実際に飼育施設を登録した人がどれだけいるのだろうか、この2種を飼っている人の1割もいればよい方ではないかと思う。

実効ある管理をめざすのならば、危険動物（できればサイテスの2類の種も）の1個体1個体について登録をして、常に追跡調査をできるシステムの構築をめざすべきではないでしょうか。今後輸入されてくる個体には通関の時に行い、既に飼育者や小売店に渡っている個体には期日を決めてその期日内で申請を行って貰う。当然登録にあたってはそれなりの登録料をとって、その収入をこれら登録事務の運営費にあてるという方法です。人は飼育している爬虫類（生き物）の値段が高くなって、数が少ないということになれば、誰でも大事に飼うようになります。結果不法な投棄も無くなるという原理です。

以上、勝手なことばかり（一部趣旨とはずれていますが）書きましたが、現在の考えです。もう少し整理すればよいのですが、もう眠いのでこれで送ります。

よろしく願い申し上げます。

クリーパー社 宇田川元雄